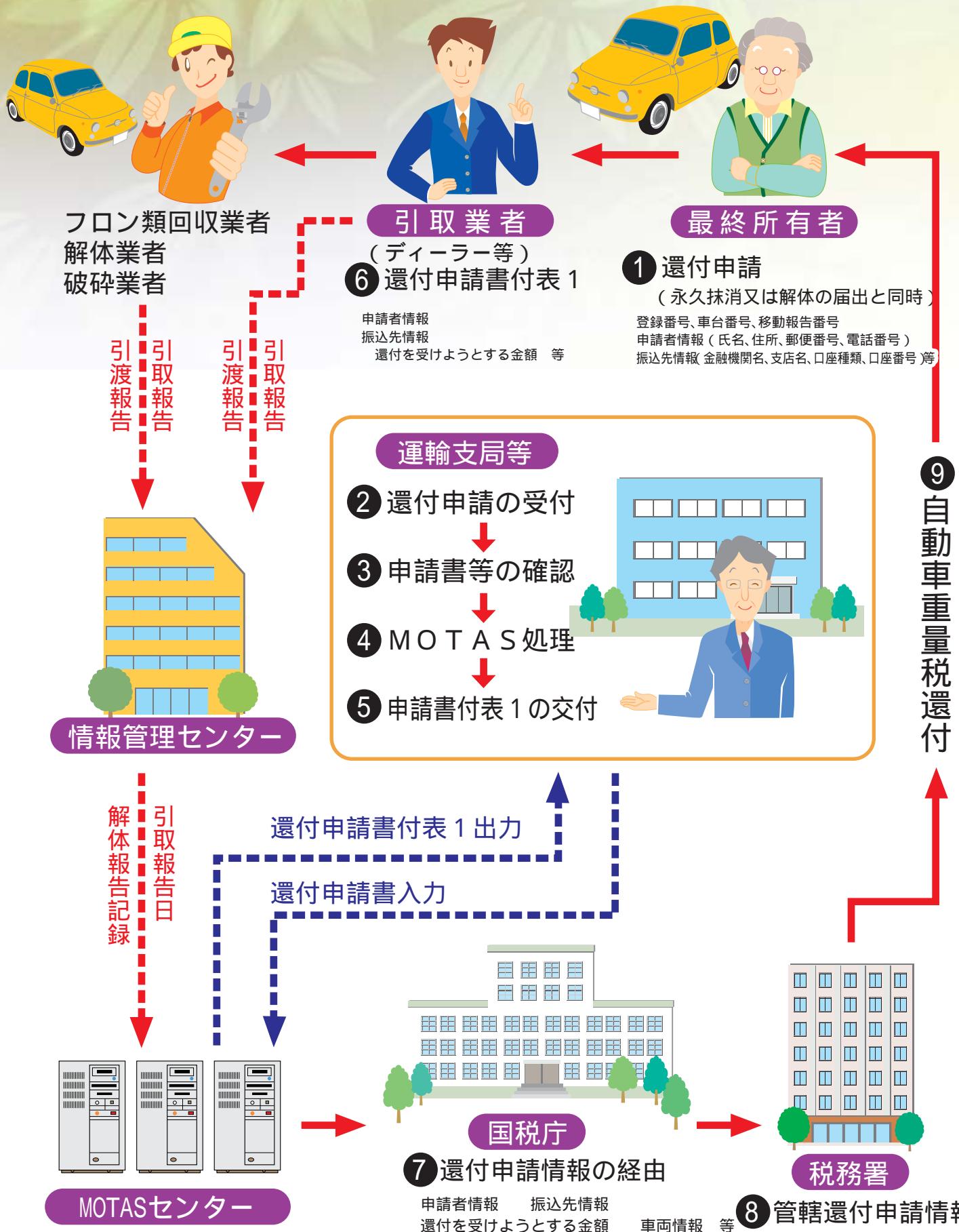


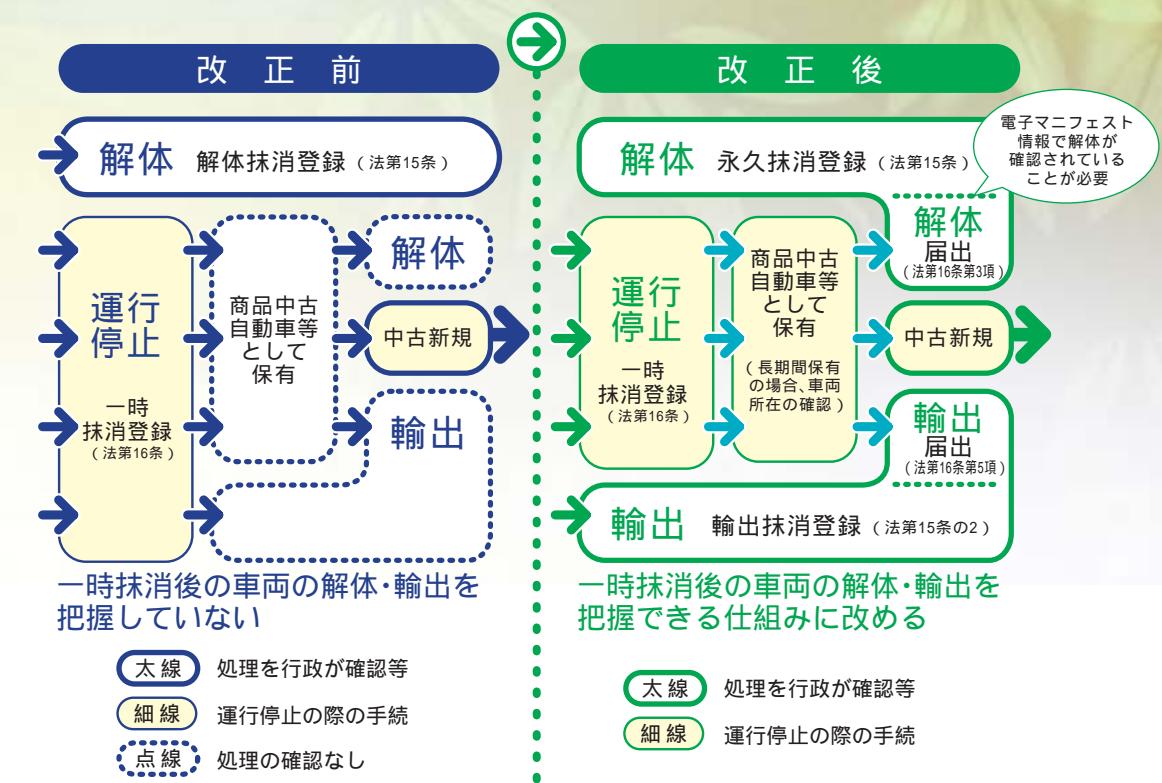
抹消登録制度の改正・自動車重量税還付制度の導入について



自動車重量税の還付手続きのフロー



【抹消登録制度の改正】



平成十七年一月一日から使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年七月十二日法律第八十七号)(以下「自動車リサイクル法」という。)の本格施行とともに、道路運送車両法の新しい抹消登録関係の手続きと使用済自動車に関する自動車重量税の還付制度がスタートしました。

- 1 使用済自動車の解体に係る永久抹消登録の申請をするときは、当該自動車が自動車リサイクル法に規定する手続により解体されたことが確認できる事項を明らかにしなければなりません。
- 2 自動車の輸出については、所有者が輸出をする時までに輸出抹消登録を受けなければならないこととし、国土交通大臣が当該自動車の輸出の実態を税関長から確認したときに輸出抹消登録をすることになります。
- 3 一時抹消登録を受けた自動車の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならぬこととし、この場合においては、前記一及び二に準じた手続きをとることになります。
- 4 使用済自動車が適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請が行われた場合に、車検の有効期間の残存期間に対応する重量税額の還付を受けることができます。